

令和4年度 第1回葛飾区特別支援教育推進委員会 次第

1 開会

2 委員紹介

資料1

3 議題

(1) 令和4年度葛飾区特別支援教育推進委員会について

資料2

(2) 令和3年度葛飾区特別支援教育事業の取組状況

資料3

(3) 特別支援学級の現状について

資料4

(4) 特別支援教室の入室者数について

資料5

(5) 特別支援教育に関する研修について

資料6

(6) 令和4年度葛飾区特別支援教育推進委員会における各検討部会 及び年間予定について

資料7

4 その他

5 閉会

【資料】

資料1 令和4年度葛飾区特別支援教育推進委員会名簿

資料2 葛飾区特別支援教育推進委員会設置要綱

資料3-1 令和3年度葛飾区特別支援教育事業の取組状況

3-2 医療的ケアの実施手続き等について

3-3 副籍交流一覧表

資料4 特別支援学級の現状について

資料5 小・中学校特別支援教室入室者数

資料6 特別支援教育に関する研修

資料7 令和4年度葛飾区特別支援教育推進委員会検討部会等

令和4年度 葛飾区特別支援教育推進委員会 名簿

	所属	職位	氏名
委員長	葛飾区教育委員会事務局	学校教育担当部長	菅谷 幸弘
副委員長	聖徳大学	教授	河村 久
委員	都立よつぎ療育園	園長	玉木 久光
委員	のぞみ学園かめあり	園長	早川 薫
委員	私立幼稚園連合会	東江幼稚園長	浅井 正信
委員	私立保育園連盟	認定こども園すなはら園長	高橋 広美
委員	私立保育園経営者協議会	奥戸保育園長	高橋 龍晟
委員	私立学童保育クラブ連盟	葛飾福祉館理事長	大高 幹
委員	葛飾区立小学校長会	北野小学校長	景山 与賜也
委員	葛飾区立中学校長会	綾瀬中学校長	高澤 功
委員	都立葛飾ろう学校	校長	小林 俊也
委員	都立葛飾盲学校	校長	水野 博子
委員	都立水元小合学園	校長	米谷 一雄
委員	都立水元特別支援学校	校長	村上 卓郎
委員	都立葛飾特別支援学校	校長	村山 大介
委員	葛飾区福祉部障害者施設課	課長	山岸 健司
委員	葛飾区子育て支援部子育て支援課	課長	橋本 幸夫
委員	葛飾区子育て支援部保育課	課長	中安 祥之
委員	葛飾区子育て支援部子ども家庭支援課	課長	横山 雄司
委員	葛飾区子育て支援部子ども応援課	課長	川上 義幸
委員	葛飾区教育委員会事務局学務課	課長	羽田 顕
委員	葛飾区教育委員会事務局指導室	室長	谷合 みやこ

事務局	葛飾区教育委員会事務局学校教育支援担当課	課長	大川 千章
事務局	葛飾区教育委員会事務局指導室特別支援教育係	係長	仲 はる子

葛飾区特別支援教育推進委員会設置要綱

平成 19 年 9 月 14 日
19 葛教指第 959 号
教 育 長 決 裁

(目的)

第 1 条 葛飾区における特別支援教育にかかる取組事項の検証及び推進に向けた検討を行うため、葛飾区特別支援教育推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第 2 条 委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 特別支援教育の取組事項の検証に関すること。
- (2) 特別支援教育の推進に関すること。
- (3) その他必要な事項

(構成)

第 3 条 委員会は、教育委員会教育長が委嘱する別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員長は、学校教育担当部長の職にある者をもってあてる。
- 3 副委員長は、学識経験者をもってあてる。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員会を招集する場合は、議事の内容、日時、場所その他必要な事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。
- 3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者からの資料の提出を求めることができる。

(検討部会)

第 5 条 委員長は、特別支援教育に関する専門的な課題を検討するため、必要に

資料 2

応じて委員会に検討部会をおくことができる。

- 2 検討部会は、委員長が指名した者をもって構成する。
- 3 検討部会長は、部会員の中から委員長が指名した者とする。
- 4 検討部会は、検討部会長が招集し、主催する。
- 5 検討部会長は、検討部会の経過又は結果を委員会に報告する。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、教育委員会事務局指導室に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年9月14日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月4日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年8月5日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年6月25日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年8月28日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年5月16日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年6月22日から施行する。

別表（第 3 条関係）

教育委員会事務局学校教育担当部長の職にある者

学識経験者 1人

医療機関関係者 1人

療育機関関係者 1人

葛飾区私立幼稚園連合会代表 1人

葛飾区私立保育園連盟代表 1人

葛飾区私立保育園経営者協議会代表 1人

葛飾区私立学童保育クラブ連盟代表 1人

葛飾区立小学校校長会代表 1人

葛飾区立中学校校長会代表 1人

都立葛飾ろう学校長

都立葛飾盲学校長

都立水元小合学園校長

都立水元特別支援学校長

都立葛飾特別支援学校長

福祉部障害者施設課長の職にある者

子育て支援部子育て支援課長の職にある者

子育て支援部保育課長の職にある者

子育て支援部子ども家庭支援課長の職にある者

子育て支援部子ども応援課長の職にある者

教育委員会事務局学務課長の職にある者

教育委員会事務局指導室長の職にある者

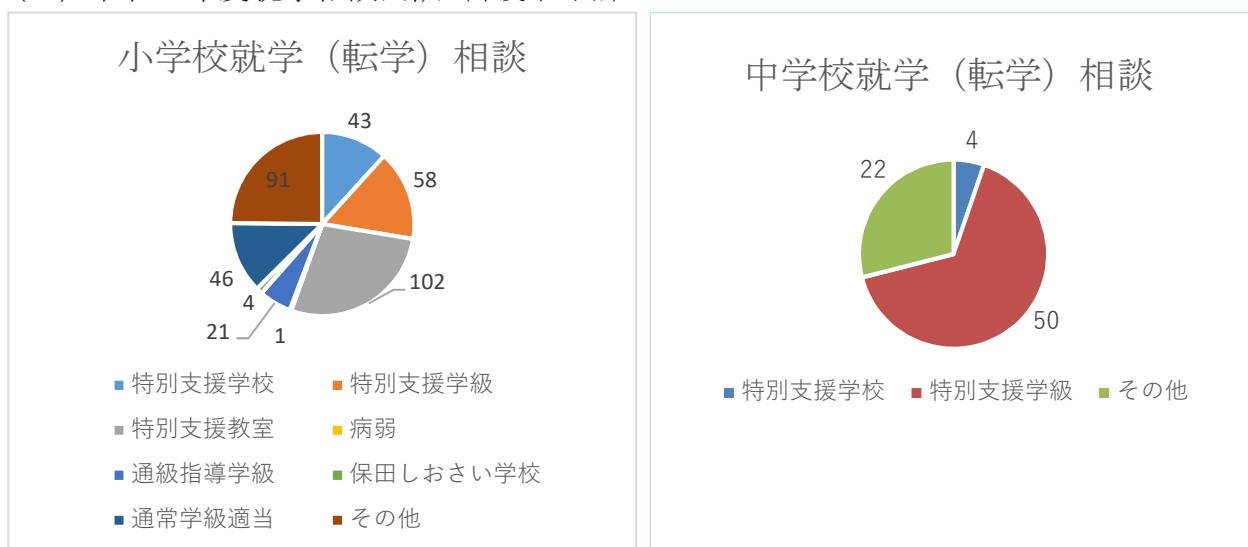
令和3年度 葛飾区特別支援教育事業の取組状況

1 就学相談について

(1) 就学相談受付件数 (各年度末時点)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
件数	416	390	394
増減率	1.16	0.93	1.01

(2) 令和3年度就学相談内訳 (年度末時点)



(3) 引き継ぎ会申込み件数 (各年度末時点)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
件数	384	462	429
増減率	0.99	1.20	0.92

2 特別支援教室について

(1) 小学校入室者数 (各年度末時点)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
件数	952	960	1,046
増減率	1.24	1.00	1.08

(2) 中学校入室者数 (各年度末時点)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
件数	210	222	228
増減率	1.38	1.05	1.02

(3) 特別支援心理コーディネーターによる小中学校連携サポート (各年度末時点)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
件数	150	143	184
増減率	1.29	0.95	1.28

資料 3-1

(4) 「葛飾区版特別支援教室の運営ガイドライン」の改訂

- ・東京都教育委員会発行の「特別支援教室の運営ガイドライン」の内容を踏まえて改訂

3 保田しおさい学校の在籍数 (各年度4月1日時点)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学3年生	5人	2人	1人	0人
小学4年生	1人	1人	5人	1人
小学5年生	5人	5人	2人	5人
小学6年生	3人	3人	8人	3人
合計	14人	11人	16人	9人

4 知能検査、アイリスシート（学齢期版支援シート）実績

(1) 知能検査実施数（各年度末時点）

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実施数	608	559	569
増減率	1.02	0.91	1.01

(2) アイリスシート学齢期版支援シート交付数（各年度末時点）

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
交付数	49	49	56
増減率	0.68	1.00	1.14

5 専門家チーム派遣、支援会議実績

(1) 専門家チーム派遣数（各年度末時点）

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
派遣数	164(5)	268(5)	321(7)
増減率	0.56(0.16)	1.63(1.00)	1.19(1.4)

※（ ）は特別支援学校コーディネーター内数

(2) 支援会議実施数（ケース会議含む）（各年度末時点）

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実施数	90	102	76
増減率	0.67	1.13	0.74

6 多層指導モデル（デジタル版MIM）の実施

令和4年度から、すべての小学校の特別支援教室でタブレット端末を活用して実施

7 ペアレントトレーニング（試行）の実施

- ・発達障害の可能性のあるお子さんとの関わり方に困っている保護者向け講座
- ・令和4年度は、9月～12月に合計6回の講座を定員6名で試行実施

8 特別支援学級連合行事について

- 6月 小学校連合運動会、中学校連合体育祭
- 7月 小学校宿泊学習（日光）
- 9月 中学校宿泊学習（日光）
- 11月 小・中学校連合展覧会

9 医療的ケアについて

(1) 葛飾区立学校での在籍数 (各年度4月1日時点)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
幼稚園	0人	0人	0人	1人(※)
小学校	1人	2人	3人	3人(※)
中学校	0人	0人	0人	0人
合計	1人	2人	3人	4人

※医療的ケアの内訳 幼稚園：導尿1人

小学校：導尿1人、気管切開によるたんの吸引2人

(2) 医療的ケア実施者 学校看護師（会計年度任用職員）

医療的ケアを安全に実施するために (保護者へのお願い)

学校では、お子様が保護者から医療的ケアを受けるときのように、安心して看護師、教員、学校介護職員に任せられることができる関係づくりを大切にしています。保護者には、医療的ケアが実施されるまでの間の付添いを、お願いしています。御理解、御協力をお願いいたします。

入学後、保護者が実際に医療的ケアを実施している様子を拝見させていただき、お子様の発するサインや体調による様子の

変化への対応を教えてください。

指導医検診では、保護者立会いの下、主治医からの指示書に示された医療的ケアの内容を、実施して確認します。

医療的ケアを学校で実施できるようになってからも、お子様の健康状態や活動内容によって、お迎えや付添いをお願いすることがあります。医師が不在の学校においても、安全かつ適切に医療的ケアが実施できるよう、御協力をお願いいたします。

医療的ケアに関する Q and A

Q1 学校では、どんな医療的ケアを受けてもらえるのですか？

A1 東京都教育委員会では、医療的ケアを必要とする児童・生徒が在籍する都立特別支援学校に看護師を配置し、以下の10項目の医療的ケアを実施できるものとしております(平成29年3月現在)。

- (1) 吸引
- (2) 経管栄養
- (3) 導尿
- (4) エアウェイの管理
- (5) 定時の薬液の吸入
- (6) 気管切開部の衛生管理
- (7) 胃ろう・腸ろう部の衛生管理
- (8) 酸素管理及び呼吸補助装置の管理
- (9) 人工呼吸器の作動状況の確認及び緊急時の連絡等
- (10) 血糖値測定とその後の処置

上記の中から、学校で安全に実施できる医療的ケアの内容を、主治医からの指示書及び指導医の助言に基づいて実施します。中には他の児童・生徒と同様の実施内容であっても、個性が高いため、一律に判断することが適切でない場合があります。個別の医療的ケアの実施の可否については、学校に御相談ください。

Q2 医療的ケアを実施するのは誰ですか？

A2 都立特別支援学校に配置された看護師が行います。また、都立肢体不自由特別支援学校では、特定行為の研修を受けた教員や学校介護職員が、一定の条件下で実施することができます。

※ 特定行為の内容：「口腔内の喀痰吸引」「鼻腔内の喀痰吸引」「気管カニューレ内部の喀痰吸引」「胃ろう又は腸ろうによる経管栄養」「経鼻経管栄養」の5行為のこと。

Q3 経管栄養では、何を注入できますか？

A3 滴下での注入を基本として、半固形栄養剤のシリンジ注入も実施しています。注入物は、品質が保証され、指示書に品名を明記することができる市販又は処方されたものが対象です。注入に時間が掛かる場合など、対応の可否については、学校に御相談ください。

Q4 校外学習や宿泊行事では、医療的ケアは実施してもらえないのでしょうか？

A4 遠足や社会見学などの校外学習における医療的ケアは、校内での実施に比べリスクが大きいため、慎重に判断します。医療的ケアの内容やお子さんの状況、学校の医療的ケアの体制により、保護者に引率を依頼する場合があります。

なお、宿泊行事の実施において、学校は夜間の健康状態を把握していないので、保護者に付添いをお願いしています。

安全かつ適切に医療的ケアを実施するために 都立特別支援学校における医療的ケア



医療的ケアを必要とする幼児・児童・生徒が安全で安心して学校生活を送ることができるよう、都立特別支援学校では保護者の皆様の御理解と御協力を頂き、医療的ケアを安全かつ適切に実施しています。

○障害のあるお子様の入学等の御相談

お住まいの区市町村教育委員会へ御連絡ください。

東京都特別支援教育推進室

相談受付時間 午前9時から午後5時まで
受付日時 月曜日から金曜日(祝祭日・年末年始(12/29~1/3)は除く。)
電話 03(5228)3433 ファクシミリ 03(5228)3459
ホームページ <http://www.shugaku.metro.tokyo.jp/>

○都立特別支援学校への入学等の御相談

東京都特別支援教育推進室に御連絡ください。

イラスト協力 都立永福学園 小佐野 愛教諭

発行日 平成30年3月20日
発行 教育庁都立学校教育部特別支援教育課
所在地 〒163-8001
新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎北側39階

平成30年 3月

教育庁都立学校教育部特別支援教育課

都立特別支援学校で医療的ケアを実施する意義

医療的ケアを必要とする児童・生徒は、学校で医療的ケアを受けることにより、呼吸状態を含む健康状態が保たれやすくなり、より快適な状態で学習に参加できるようになります。

同時に、自分の健康状態や支援の必要性を伝える機会が広がり、教員や学校介護職員、看護師などとの関係性がより深まるなどの効果も期待されます。

さらに、児童・生徒が自己の健康を理解して、より積極的に医療的ケアを受けようとする意欲の向上など、自立心が芽生えてくることなどの教育的な効果も考えられます。

医療的ケアを実施することで考えられる教育的効果の例

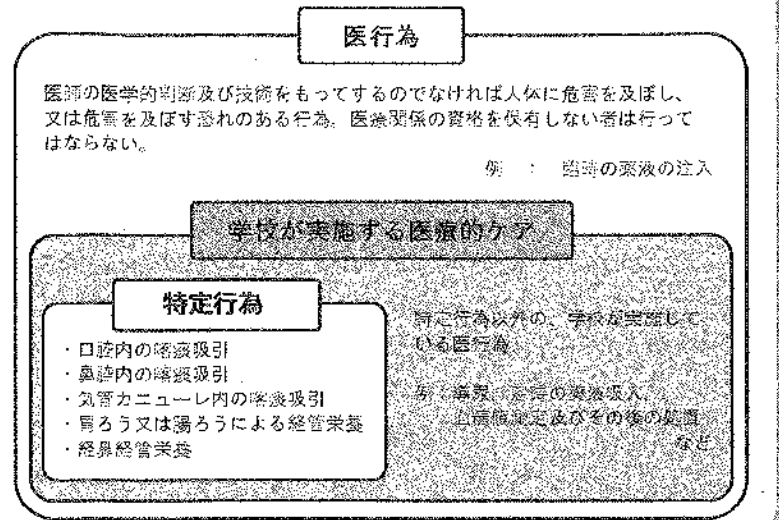
- (1) コミュニケーションの広がり
- (2) 自分の健康状態の理解の促進
- (3) 自立に向けた意欲の向上

都立特別支援学校における医療的ケアとは？

都立特別支援学校では、経管栄養及びたんの吸引など日常生活に必要とされる医療的な生活援助行為を「医療的ケア」としています。治療行為として医療機関で実施する医療行為とは区別しています。

医師が不在の学校においても児童・生徒が安心して学ぶことができるように、主治医の指示書や学校医、指導医の助言に基づき、一人一人の医療的ケアを実施するための手順書を作成します。

児童・生徒の安全を第一に考え、看護師や教員、学校介護職員が必要な研修を重ね、保護者との連携の下、安全かつ適切に実施しています。



都立特別支援学校で医療的ケアが実施されるまで（新入学生の例）

就学相談

- 体験学習
- 一日入学
- 療育機関からの情報

就学相談の際に、現在お子様に必要な医療的ケアや、これまで療育機関やご家庭で行っていたケア内容など、学校生活に必要な医療的ケアの概要を伺います。

医療的ケアの制度の説明と申請

- 医療的ケアの保護者会
- 担任や看護師との相談
- 主治医に受診

各学校で医療的ケアの制度について、実施申請の手続き方法や、学校で実施できる医療的ケアの内容などを説明します。その後、保護者から医療的ケアを申請します。保護者は、主治医に学校生活における医療的ケアの指示書の作成を依頼します。

医療的ケアの準備

- 学校生活に慣れる、安定した登校
- 健康状態の把握、不調の傾向の把握
- 保護者から手技の引継ぎ
- 指導医の検診、指導医立会いの手技の研修

学校は、主治医からの指示書を基に、学校で実施できるかどうかを含め指導医の助言を受け、実施の手順書を作成します。医療的ケア実施後に安全に過ごせるように、一定期間保護者に付添いを依頼し、看護師や教員、学校職員が十分に健康観察をし、医療的ケアの手技をはじめ、お子様からのサインや健康状態の指標などを引き継ぎます。

日々の連携

- 学校と連携した日々の健康把握
- 医療的ケア実施の報告
- 緊急時の連絡、送迎
- 校外学習時等の付添い

保護者は、働かざるの様子や実施した医療的ケアの内容など、朝日の下校時から当日の登校前までの様子や、学校に引き継ぎます。学校は、学校で実施した医療的ケアの記録を作成し、保護者に報告します。故障・不調の発生など、学校で対応できない状況の発生、付添いの依頼をおこないます。

入学準備

医療的ケアの開始に向けた準備期間

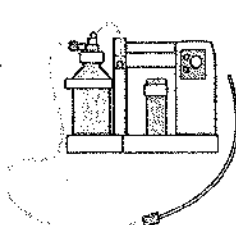
家庭・主治医・学校との連携



医療的ケアの申請



主治医からの指示書



手順書の作成、研修

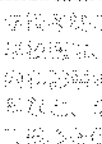


都立特別支援学校が委嘱する医師



指導医

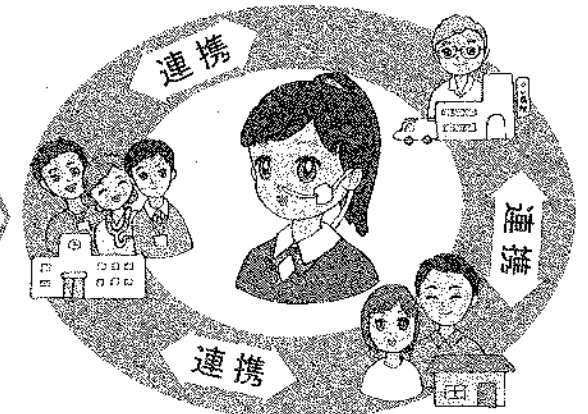
医療的ケアの指導・助言を必要とする児童・生徒は、指導医の指導を受け、学校で実施する医療的ケアの準備期間中に、指導医の指導を受け、学校で実施する医療的ケアの手技の研修を受けることになっています。



学校医

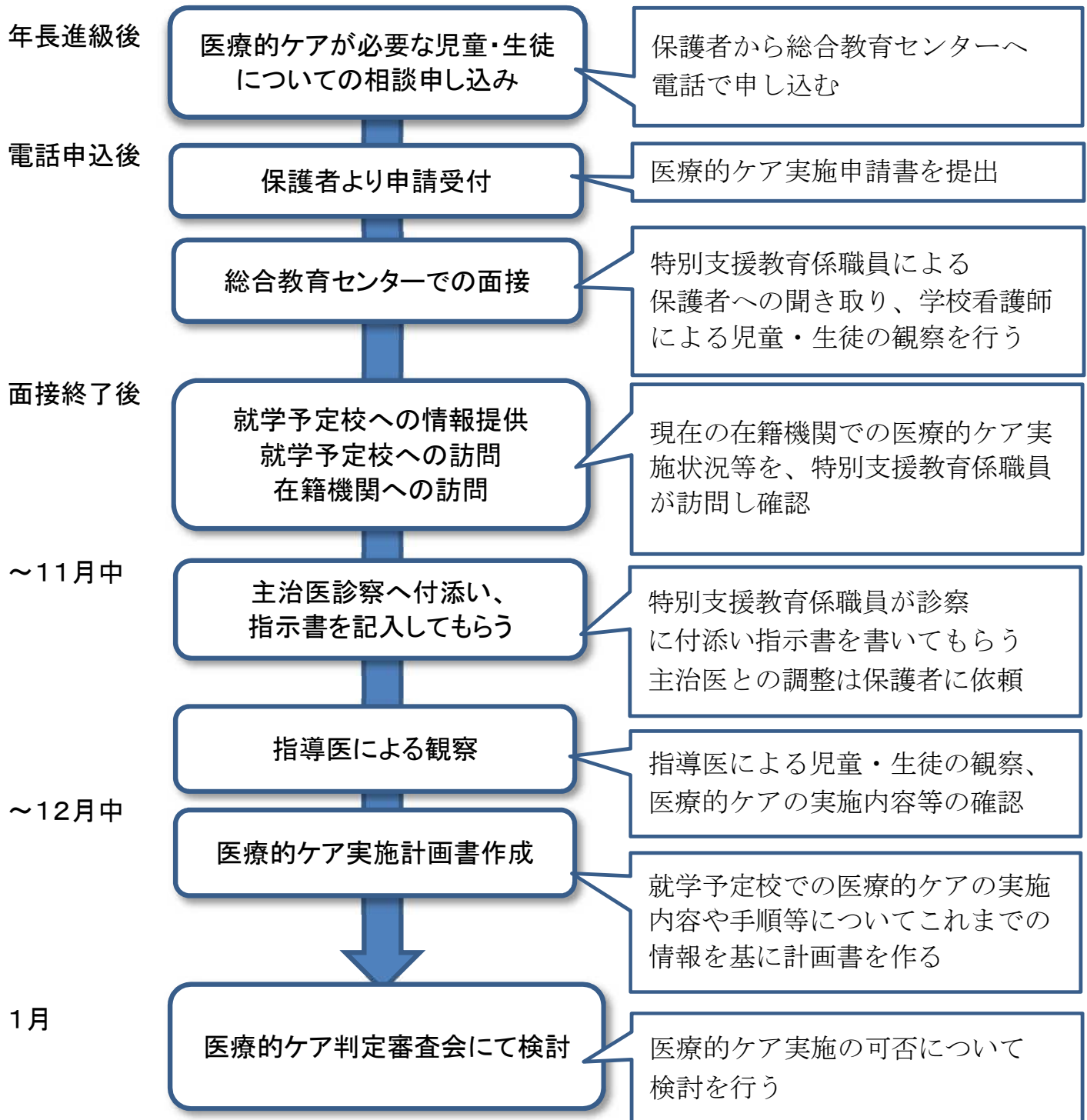
学校医は、指導医の指導を受け、学校で実施する医療的ケアの手技の研修を受けることになっています。また、学校医は、指導医の指導を受け、学校で実施する医療的ケアの手技の研修を受けることになっています。

指導・助言



Ⅲ 医療的ケアの実施手続き

1 新入生の流れ



1月～

医療的ケア実施可否決定通知書

医療的ケア判定審査会での検討を踏まえ、教育委員会が医療的ケア実施の可否を決定し、保護者に通知する

医療的ケア実施が不可と決定した場合、総合教育センターにて特別支援教育係職員との面談を行う

医療的ケア実施可の場合

3月

就学予定校にて医療的ケア
検討委員会の実施

就学予定校主催で実施。学校関係者、特別支援教育係職員、指導医、学校医などが参加し日常的な医療的ケアに加え緊急時対応等について確認する

医療的ケアに関する
確認事項作成

医療的ケアの実施内容、手順、緊急時対応等について取り決めを行い、学校管理職ならびに保護者の確認・同意を得る

4月

入学

指導医による
学校看護師指導

指導医より学校看護師に対し、医療的ケアの実施手順や留意点等について指導を行う
状況により、入学前に開始する場合もあ

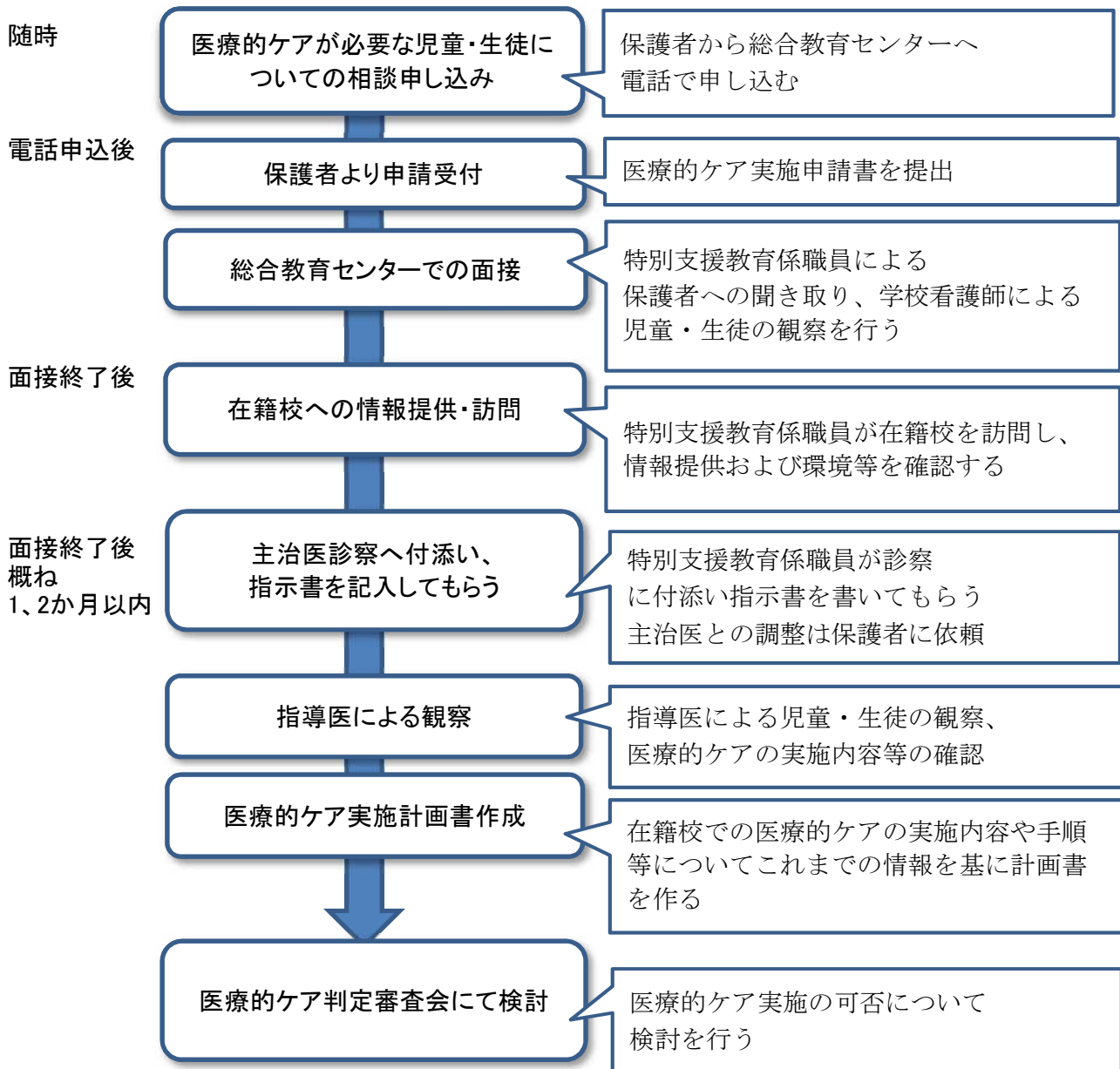
研修
終了後

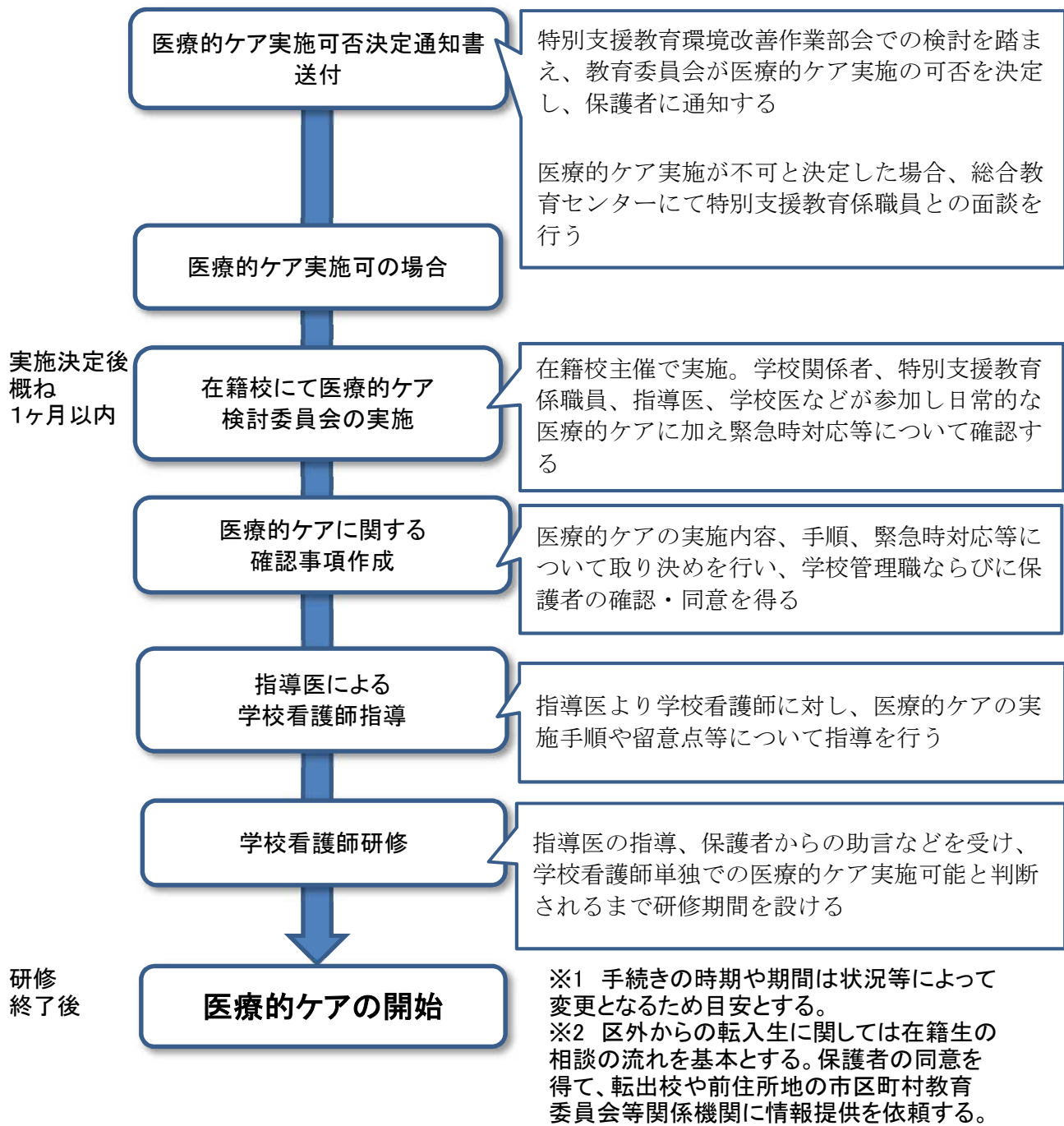
学校看護師研修

指導医の指導、保護者からの助言などを受け、学校看護師単独での医療的ケア実施可能と判断されるまで研修期間を設ける

医療的ケアの開始

Ⅲ 医療的ケアの実施手続き
2 在籍生の流れ





令和4年度副籍交流対象者一覧表①

(各年度4月1日時点)

地域指定校 (小学校①)	特別支援学校名(在籍校名)	R元 人数	R2 人数	R3 人数	R4 人数
1 本田小学校	水元特別支援学校	4	4	4	2
	鹿本学園	1	1	1	1
3 葛飾小学校	水元特別支援学校	1	0	1	2
4 梅田小学校	水元特別支援学校	2	3	5	4
5 渋江小学校	水元特別支援学校	2	2	3	3
	鹿本学園	1	3	3	1
	水元小合学園	0	0	0	2
6 南綾瀬小学校	水元特別支援学校	4	3	3	1
	水元小合学園	0	1	1	1
7 上千葉小学校	葛飾盲学校	2	2	1	0
	水元特別支援学校	6	5	6	7
	水元小合学園	1	2	1	2
	大塚ろう学校	0	1	1	1
8 堀切小学校	水元特別支援学校	4	4	3	2
	水元小合学園	1	1	0	1
9 奥戸小学校	葛飾ろう学校	2	2	1	1
	水元特別支援学校	1	1	1	2
10 上平井小学校	鹿本学園	0	1	1	1
	水元特別支援学校	3	2	2	2
11 二上小学校	鹿本学園	0	0	1	2
	水元特別支援学校	1	6	6	6
12 小松南小学校	鹿本学園	0	2	0	0
	鹿本学園	2	2	1	1
	筑波大学附属聴覚特別支援学校	1	1	1	0
13 高砂小学校	水元特別支援学校	1	0	0	0
	水元特別支援学校	3	3	2	4
14 新宿小学校	鹿本学園	0	1	1	0
	葛飾ろう学校	2	0	0	0
	水元特別支援学校	0	4	5	4
15 住吉小学校	葛飾盲学校	0	0	1	1
	水元特別支援学校	2	2	3	4
16 亀青小学校	水元小合学園	1	1	2	2
	水元特別支援学校	3	6	5	7
17 道上小学校	水元特別支援学校	2	3	4	4
	水元小合学園	2	2	2	1
18 金町小学校	水元小合学園	2	3	3	1
19 末広小学校	水元特別支援学校	3	2	2	2
	水元小合学園	1	1	1	1
	葛飾ろう学校	0	0	0	1
20 柴又小学校	水元特別支援学校	3	6	3	2
	葛飾ろう学校	0	1	1	0
	小計	64	84	82	79

地域指定校 (小学校②)	特別支援学校名(在籍校名)	R元 人数	R2 人数	R3 人数	R4 人数
21 鎌倉小学校	鹿本学園	2	0	0	0
	水元特別支援学校	0	3	3	2
22 水元小学校	水元特別支援学校	5	8	7	9
	水元小合学園	2	1	2	2
	葛飾ろう学校	0	1	1	2
23 こすげ小学校	葛飾盲学校	2	2	1	1
	水元特別支援学校	2	2	4	3
	水元小合学園	1	1	1	1
	大塚ろう学校	1	0	0	0
25 半田小学校	水元特別支援学校	1	1	0	2
	水元小合学園	0	1	4	4
26 宝木塚小学校	水元特別支援学校	4	3	3	4
	水元特別支援学校	8	8	7	6
27 青戸小学校	水元特別支援学校	3	3	3	3
	水元小合学園	1	2	3	3
28 清和小学校	水元特別支援学校	1	2	3	3
	鹿本学園	1	1	1	0
29 木根川小学校	水元特別支援学校	1	1	3	0
	水元特別支援学校	0	1	1	0
31 中之台小学校	水元特別支援学校	0	1	1	0
	水元小合学園	1	1	1	1
32 綾南小学校	水元特別支援学校	2	1	2	2
	水元小合学園	1	1	0	0
	筑波大学附属聴覚特別支援学校	1	1	1	0
33 川端小学校	水元特別支援学校	5	6	3	1
	鹿本学園	1	1	1	1
	墨田特別支援学校	0	1	1	1
34 北野小学校	水元特別支援学校	3	1	3	3
	水元小合学園	2	2	3	4
35 白鳥小学校	水元特別支援学校	2	3	5	5
	水元小合学園	1	1	1	1
	葛飾ろう学校	0	0	0	1
37 松上小学校	水元特別支援学校	3	3	3	0
	鹿本学園	1	1	1	1
38 西小菅小学校	葛飾ろう学校	1	1	1	0
	水元特別支援学校	3	2	3	4
	水元小合学園	1	1	1	0
	花畑学園	—	0	1	1
39 柴原小学校	葛飾ろう学校	1	1	1	1
	水元特別支援学校	2	3	3	3
	水元小合学園	1	1	1	1
40 中青戸小学校	水元特別支援学校	6	7	7	5
	水元小合学園	0	1	1	3
	小計	72	79	88	81

地域指定校 (小学校③)	特別支援学校名(在籍校名)	R元 人数	R2 人数	R3 人数	R4 人数
41 南奥戸小学校	葛飾ろう学校	1	1	1	1
	水元特別支援学校	2	2	3	2
	鹿本学園	1	0	1	0
43 東綾瀬小学校	水元小合学園	0	0	0	1
	葛飾盲学校	3	1	1	0
44 原田小学校	水元特別支援学校	2	2	2	3
	水元特別支援学校	3	2	5	6
45 東柴又小学校	筑波大学附属桐が丘特別支援学校	0	1	1	1
	水元小合学園	0	1	1	1
46 飯塚小学校	水元特別支援学校	0	0	1	3
	水元特別支援学校	4	3	5	4
	水元小合学園	1	2	2	2
47 西亀有小学校	葛飾ろう学校	0	0	0	1
	葛飾ろう学校	5	5	6	4
48 花の木小学校	水元特別支援学校	1	2	1	2
	水元小合学園	1	1	2	2
50 上小松小学校	水元特別支援学校	1	1	3	4
	水元特別支援学校	1	0	0	0
51 幸田小学校	鹿本学園	1	1	1	0
	葛飾ろう学校	0	0	1	1
52 細田小学校	水元小合学園	2	2	3	2
	水元特別支援学校	7	7	5	5
53 東金町小学校	水元特別支援学校	2	3	3	4
	水元特別支援学校	0	0	0	1
55 東水元小学校	葛飾盲学校	0	0	0	1
	水元特別支援学校	3	4	2	3
56 よつぎ小学校	水元小合学園	0	0	0	0
	水元特別支援学校	2	3	0	1
小学校(49校)	水元特別支援学校	1	0	2	3
	水元特別支援学校	1	1	1	1
	小計	45	45	53	58
	合計	181	208	223	218

令和4年度副籍交流対象者一覧表②

(各年度4月1日時点)

地域指定校 (中学校)	特別支援学校名(在籍校名)	R元	R2	R3	R4
		人数	人数	人数	人数
1 本田中学校	水元特別支援学校	2	2	1	2
2 金町中学校	水元特別支援学校	1	3	2	2
	水元小合学園	1	0	0	0
3 水元中学校	水元小合学園	1	0	2	2
	水元特別支援学校	2	4	5	4
	葛飾ろう学校	0	1	0	0
4 新宿中学校	水元特別支援学校	0	1	1	1
	水元小合学園	0	1	1	1
	葛飾ろう学校	1	0	0	0
	葛飾盲学校	1	1	0	0
5 奥戸中学校	水元特別支援学校	1	1	0	1
	鹿本学園	3	1	1	0
6 綾瀬中学校	水元特別支援学校	0	2	2	2
	葛飾盲学校	0	0	1	1
7 上平井中学校	水元特別支援学校	1	0	2	0
	葛飾盲学校	1	1	0	0
	鹿本学園	0	1	2	2
8 中川中学校	水元特別支援学校	1	0	0	2
	墨田特別支援学校	0	0	1	1
	水元小合学園	0	0	0	1
9 桜道中学校	水元特別支援学校	3	4	4	5
	水元小合学園	0	1	1	1
10 堀切中学校	水元特別支援学校	2	2	1	4
	水元小合学園	0	2	3	3
11 双葉中学校	水元特別支援学校	0	1	0	2
	葛飾ろう学校	1	1	0	0
12 大道中学校	水元特別支援学校	2	3	1	1
	水元小合学園	1	1	0	0
	小計	25	34	31	38

地域指定校 (中学校)	特別支援学校名(在籍校名)	R元	R2	R3	R4
		人数	人数	人数	人数
13 四ツ木中学校	水元特別支援学校	2	2	2	1
	水元小合学園	0	0	1	1
14 小松中学校	水元特別支援学校	1	1	1	3
	鹿本学園	4	5	3	2
	立川ろう学校	1	0	0	0
15 亀有中学校	水元特別支援学校	2	4	4	1
	葛飾盲学校	1	1	0	0
	水元小合学園	0	1	1	1
16 立石中学校	水元小合学園	2	3	3	2
	水元特別支援学校	1	0	0	3
17 常盤中学校	水元特別支援学校	2	3	4	6
	水元小合学園	1	0	0	1
18 一之台中学校	水元特別支援学校	0	0	1	1
	葛飾ろう学校	1	1	1	1
	水元特別支援学校	4	4	5	6
19 青戸中学校	水元特別支援学校	4	4	5	6
	水元小合学園	0	0	0	1
20 青葉中学校	葛飾盲学校	0	1	2	3
	葛飾ろう学校	2	1	0	1
	水元特別支援学校	4	5	5	5
	水元小合学園	0	0	1	1
21 高砂中学校	水元特別支援学校	0	1	2	2
22 東金町中学校	水元特別支援学校	1	1	1	2
23 葛美中学校	水元特別支援学校	2	2	4	6
	水元小合学園	2	2	2	1
24 新小岩中学校	水元特別支援学校	1	1	1	1
	鹿本学園	0	2	2	2
	小計	34	41	46	54
中学校(24校)	計	59	75	77	92

☆交流実績内訳件数(各年度末時点)

小/中	内訳	R元	R2	R3
小学校	直接交流	80	42	49
	間接交流	36	86	84
合計		116	128	133
中学校	直接交流	4	4	12
	間接交流	7	10	8
合計		11	14	20
総合計		127	142	153

特別支援学級の現状について

1 知的障害特別支援学級

(1) 現状

設置校は、小学校 9 校・中学校 7 校

(令和 4 年度から白鳥小学校を増設)

(2) 在籍児童・生徒数

【小学校】

(令和 4 年 5 月 1 日)

	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合計	学級数
亀青小	6	9	6	7	13	5	46	6
梅田小	1	7	6	8	8	4	34	5
水元小	9	5	5	1	8	5	33	5
二上小	7	3	5	6	4	5	30	4
柴又小	3	5	4	2	3	3	20	3
東金町小	1	4	5	5	2	1	18	3
こすげ小	1	2	4	6	4	0	17	3
奥戸小	5	4	3	2	1	2	17	2
白鳥小	2	2	1	3	1	1	10	2
合計	35	41	39	40	44	26	225	33

【中学校】

(令和 4 年 5 月 1 日)

	1 年	2 年	3 年	合計	学級数
青戸中	6	11	14	31	4
四ツ木中	10	8	9	27	4
葛美中	7	10	8	25	4
綾瀬中	6	8	4	18	3
新宿中	4	5	8	17	3
上平井中	3	4	9	16	2
奥戸中	4	2	4	10	2
合計	40	48	56	144	22

(3) 今後について

入級児童数の増加傾向にある梅田小学校及び亀青小学校の、両校の区域をカバーする地域である白鳥小学校に、令和4年度知的障害特別支援学級を設置した。梅田小学校及び亀青小学校の学級に在籍する児童のうち、白鳥小学校の校区に居住している児童3名から転校希望を受け、白鳥小学校へ転校した。

令和4年度亀青小学校は、転学希望が増えたため1学級増設となった。

今後の児童数の推移を見ながら、適切な学級数での特別支援教育を推進していく。

2 自閉症・情緒障害特別支援学級

(1) 現状

設置校は、小学校2校・中学校2校

(平成31年4月に高砂中学校、令和2年4月に高砂小学校に設置。令和4年4月から清和小学校、立石中学校に増設。)

(2) 在籍児童・生徒数 (各年度4月1日時点)

【高砂小学校】

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	学級数
令和2年度	-	0	1	0	3	1	5	1
令和3年度	-	0	0	1	1	3	5	1
令和4年度	-		1	1	2	1	5	1

【清和小学校】

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	学級数
令和4年度	-	0	2	1	0	1	4	1

【高砂中学校】

	1年	2年	3年	合計	学級数
令和元年度	0	1	0	1	1
令和2年度	2	3	1	6	1
令和3年度	5	2	3	10	2
令和4年度	4	5	2	11	2

【立石中学校】

	1年	2年	3年	合計	学級数
令和4年度	3	0	0	3	1

資料 4

(3) 転学（就学）相談件数（各年度4月1日時点）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	16	5	22	21
中学校	15	10	14	11
合計	31	15	36	32

(4) 相談受付体制について

これまでの電話相談受付時には、診断の有無を必要としていなかったが、期日までに診断書の提出ができず、書類判定で不適となるケースがあった。そのため、令和4年度は、入級要件である「知的障害を伴わないこと」、「診断を受けていること」等を確実に聞き取り、受付する形に変更した。

(5) 令和4年度のスケジュール

令和4年5月16日から31日 電話受付期間

7月28日 自閉症情緒障害特別支援学級教員研修

9月下旬から10月 入級相談会

(6) 今後について

児童・生徒の障害の特性を理解しどのように指導していくべきか、判断できる人材が求められる。

専門性の高い教員を確保するため、特別支援学級教員の公募人事や、特別支援学校の教員との異校種期限付異動等の制度の活用を検討する。併せて、教員への研修も充実させていく。

特別支援教室の入室者数

1 小学校の入室者数

令和4年5月1日時点

【小学校】	小1	小2	小3	小4	小5	小6	総計	通常級児童数	入室者の占める割合
01_上平井小	6	5	13	20	9	18	71	1,816	3.91%
10上平井小	1	4	4	5	2	1	17	307	5.54%
11二上小	0	0	2	8	1	2	13	527	2.47%
12小松南小	2	1	4	3	1	4	15	467	3.21%
37松上小	3	0	3	4	5	11	26	515	5.05%
02_川端小	4	6	18	12	12	18	70	1,117	6.27%
01本田小	1	3	3	5	5	4	21	358	5.87%
05洪江小	2	2	5	1	4	7	21	288	7.29%
29木根川小	0	0	5	3	1	1	10	81	12.35%
33川端小	1	1	5	3	2	6	18	390	4.62%
03_中青戸小	12	9	20	14	17	17	89	2,301	3.87%
03葛飾小	2	1	2	1	5	5	16	307	5.21%
04梅田小	4	2	0	6	1	2	15	419	3.58%
27青戸小	1	3	5	3	5	5	22	722	3.05%
28清和小	1	1	4	0	1	2	9	282	3.19%
40中青戸小	4	2	9	4	5	3	27	571	4.73%
04_宝木塚小	9	10	19	13	16	6	73	1,890	3.86%
08堀切小	1	1	3	2	2	1	10	315	3.17%
26宝木塚小	2	1	4	1	8	2	18	410	4.39%
32綾南小	4	1	4	2	3	1	15	386	3.89%
35白鳥小	1	4	2	6	3	2	18	456	3.95%
56よつぎ小	1	3	6	2	0	0	12	323	3.72%
05_南綾瀬小	10	16	18	8	10	11	73	1,745	4.18%
06南綾瀬小	0	2	0	1	0	0	3	171	1.75%
07上千葉小	3	4	8	2	5	5	27	707	3.82%
23こすげ小	2	6	3	1	4	2	18	320	5.63%
38西小菅小	1	1	5	2	0	2	11	264	4.17%
43東綾瀬小	4	3	2	2	1	2	14	283	4.95%
06_西亀有小	18	9	8	10	17	10	72	1,915	3.76%
16亀青小	6	4	1	2	7	2	22	443	4.97%
17道上小	5	3	0	4	3	1	16	606	2.64%
31中之台小	2	0	5	2	3	4	16	376	4.26%
47西亀有小	5	2	2	2	4	3	18	490	3.67%
07_南奥戸小	9	14	14	17	20	9	83	1,795	4.62%
09奥戸小	1	5	4	2	4	1	17	337	5.04%
41南奥戸小	0	3	3	5	1	2	14	417	3.36%
50上小松小	3	5	6	7	13	4	38	566	6.71%
52細田小	5	1	1	3	2	2	14	475	2.95%
08_東柴又小	3	5	21	16	26	15	86	1,428	6.02%
13高砂小	1	3	5	5	8	7	29	447	6.49%
20柴又小	1	1	10	5	8	4	29	326	8.90%
21鎌倉小	1	1	1	2	4	3	12	344	3.49%
45東柴又小	0	0	5	4	6	1	16	311	5.14%
09_北野小	13	21	27	19	23	14	117	2,282	5.13%
14新宿小	1	4	5	4	4	5	23	286	8.04%
15住吉小	2	4	8	2	6	3	25	476	5.25%
18金町小	0	4	0	1	1	2	8	360	2.22%
19末広小	4	1	8	4	4	0	21	388	5.41%
34北野小	4	5	4	7	6	2	28	469	5.97%
39柴原小	2	3	2	1	2	2	12	303	3.96%
10_原田小	7	11	27	19	21	22	107	2,069	5.17%
25半田小	3	2	9	3	7	4	28	586	4.78%
44原田小	2	2	9	7	8	9	37	435	8.51%
48花の木小	0	3	5	7	2	9	26	613	4.24%
53東金町小	2	4	4	2	4	0	16	435	3.68%
11_幸田小	7	7	14	9	8	14	59	1,867	3.16%
22水元小	2	1	5	4	3	6	21	575	3.65%
46飯塚小	3	0	1	2	1	0	7	418	1.67%
51幸田小	1	4	6	2	2	2	17	570	2.98%
55東水元小	1	2	2	1	2	6	14	304	4.61%
総計	98	113	199	157	179	154	900	20,225	4.45%

2 中学校の入室者数

令和4年5月1日時点

【中学校】	中1	中2	中3	総計	通常級生徒数	入室者の占める割合
201_堀切中	28	13	22	63	1,814	3.47%
101本田中	5	2	6	13	356	3.65%
108中川中	4	3	2	9	176	5.11%
110堀切中	2	4	3	9	262	3.44%
113四ツ木中	1	1	3	5	179	2.79%
116立石中	4	1	3	8	384	2.08%
119青戸中	12	2	5	19	457	4.16%
202_小松中	45	24	14	83	2,214	3.75%
105奥戸中	8	6	1	15	422	3.55%
107上平井中	11	1	3	15	461	3.25%
109桜道中	9	5	2	16	404	3.96%
114小松中	4	2	1	7	328	2.13%
121高砂中	5	4	7	16	243	6.58%
124新小岩中	8	6	0	14	356	3.93%
203_青葉中	23	23	9	55	1,899	2.90%
106綾瀬中	3	7	2	12	204	5.88%
111双葉中	2	2	2	6	194	3.09%
112大道中	2	3	0	5	399	1.25%
115亀有中	8	4	3	15	388	3.87%
118一之台中	4	5	1	10	257	3.89%
120青葉中	4	2	1	7	457	1.53%
204_常盤中	27	19	16	62	2,670	2.32%
102金町中	7	3	3	13	546	2.38%
103水元中	4	6	6	16	314	5.10%
104新宿中	3	3	2	8	415	1.93%
117常盤中	4	1	4	9	476	1.89%
122東金町中	5	2	1	8	340	2.35%
123葛美中	4	4	0	8	579	1.38%
総計	123	79	61	263	8,597	3.06%

特別支援教育に関する研修

1 巡回指導教員研修

(対象：拠点校巡回指導教員)

ねらい：在籍学級への適応における課題に焦点を絞った指導の充実に向け、各拠点校内におけるOJT及び拠点校間の情報共有・連携を深め、巡回指導教員の指導力・専門性の向上と区内小中学校の特別支援教育の推進を図る。

実施月日	内容	対象者数	受講実績
6月20日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都のガイドラインについて ・巡回指導教員の指導充実について ・児童生徒の特性に応じた指導について ～実践事例の共有～	30人	27人
12月20日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・「発達障害当事者からみた特別支援教育」 ～子供たちに寄り添った指導・支援～	30人	—

2 特別支援教育コーディネーター研修

(対象：特別支援教育コーディネーター)

ねらい：学校の特別支援教育の推進に向け、校内委員会の企画・運営・協議が円滑にできるよう、学校に関わる専門家や医療、福祉、保健等の関係機関との連絡調整、保護者との関係づくり等、コーディネート力の向上を図る。

実施月日	研修内容・講師等	対象者数	受講実績
4月26日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度葛飾区の特別支援教育の取組について ・葛飾区版ガイドラインについて ・就学相談について ・自閉症、情緒障害特別支援学級相談会等の流れについて ・副籍について ・特別支援教育コーディネーターの役割について ・WISC-IVについて 	76人	68人
9月12日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・WISC-IVの基礎、学校生活における活用方法 	76人	—

3 特別支援教室専門員研修

(対象：特別支援教室専門員)

ねらい：行動観察等の記録・報告が、児童・生徒の実態把握や理解、指導改善につながるよう、情報共有・研修協議を行い、特別支援教室専門員としての資質向上を図る。

実施月日	内容	対象者数	受講実績
4月12日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・葛飾区版ガイドラインについて ・特別支援教室専門員の役割について ・特別支援教室に関わる一年間の流れについて ・拠点校別情報交換 	73人	66人
9月5日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点校別情報交換 	73人	—

4 初任者研修・新規採用者研修・期限付任用教員任用時研修会

(対象：初任者研修・新規採用者・期限付任用教員)

ねらい：初任教諭の段階で身に付けるべき特別支援教育に関わる基礎的・基本的な知識及び指導力について育成を図る。

実施月日	内容	対象者数	受講実績
6月23日(木)	・特別支援教育の基礎的な理解	76人	—

5 特別支援教育基礎研修会

(対象：校内における特別支援教育の中心的な役割を担っている教諭・主任教諭)

ねらい：特別支援教育に関わる基礎的・基本的な知識及び指導力について育成を図る。

実施月日	内容	対象者数	受講実績
6月14日(火)	・児童・生徒の特性に応じた授業づくり ～通常学級における指導支援の充実～ ・発達障害の理解～知能検査の活用と行動観察～	74人	67人
10月6日(木)	・これからの特別支援教育について	74人	—

6 特別支援学級教員研修 (令和4年度新設)

(対象：知的障害特別支援学級 教諭・主任教諭・主幹教諭)

ねらい：特別支援学級の教員としての専門性の向上を図る。

実施月日	内容	対象校数	受講実績
10月14日(金)	・児童・生徒一人一人の発達の段階に応じた指導方法、 指導の形態及び教材・教具等の工夫について	16校	—

7 自閉症・情緒障害特別支援学級教員研修 (令和4年度新設)

(対象：自閉症・情調障害特別支援学級 教諭・主任教諭・主幹教諭)

ねらい：自閉症・情調障害学級の教員としての専門性の向上を図る。

実施月日	内容	対象校数	受講実績
7月28日(木)	・児童生徒の特性に応じた指導～障害の特性の理解～	4校	—

特別支援教育推進委員会における各検討部会

令和 4 年度 葛飾区特別支援教育推進委員会における各検討部会について

(葛飾区特別支援教育推進委員会設置要綱第 5 条の規定に基づく検討部会)

特別支援教育推進委員会 ～本区における特別支援教育の推進～

随時開催

特別支援教育環境改善検討部会

●医療的ケアの今後の実施方針について

- 医療的ケアを含む合理的配慮の実施に向けた人員配置基準の検討

定例開催

特別支援教育専門性向上検討部会

●「葛飾区版特別支援教室の運営ガイドライン」の運用について

- 巡回指導教員の研修について
- 「ことばの教室」の今後の見通し

定例開催

自閉症・情緒障害教育検討部会

●特別支援学級の今後の見通しについて

- 特別支援学級の受け入れ状況と環境整備について

令和4年度 葛飾区特別支援教育推進委員会における各検討部会の構成

随時開催

特別支援教育環境改善検討部会

- ・都立特別支援学校長
- ・医療機関関係者
- ・都立特別支援学校副校長
- ・葛飾区立小学校副校長
- ・葛飾区立中学校副校長
- ・教育委員会事務局教育総務課
学校施設係長

<事務局>

教育委員会事務局
学校教育支援担当課長
指導室特別支援教育係長

定例開催

特別支援教育専門性向上検討部会

- ・特別支援学級（知的障害）設置校の
葛飾区立小学校長 1人
- ・特別支援学級（知的障害）設置校の
葛飾区立中学校長 1人
- ・通級指導学級設置校の
葛飾区立小学校 1人
- ・通級指導学級設置校の
葛飾区立中学校長 1人
- ・教育委員会事務局指導室長

<事務局>

教育委員会事務局
学校教育支援担当課長
指導室特別支援教育係長

定例開催

自閉症・情緒障害教育検討部会

- ・特別支援教室拠点校の
葛飾区立小学校長 1人
- ・特別支援教室拠点校の
葛飾区立中学校長 1人
- ・葛飾区立小学校長会代表 1人
- ・葛飾区立中学校長会代表 1人
- ・自閉症・情緒障害特別支援学級設置校の葛飾区立小学校長 2人以内
- ・自閉症・情緒障害特別支援学級設置校の葛飾区立中学校長 2人以内
- ・教育委員会事務局指導室長

<事務局>

教育委員会事務局
学校教育支援担当課長
指導室特別支援教育係長

特別支援教育推進委員会の年間予定

令和 4 年度 葛飾区特別支援教育推進委員会 年間予定

	推進委員会	特別支援教育 環境改善検討部会 (随時開催)	特別支援教育 専門性向上検討部会	自閉症・情緒障害教育 検討部会
4				
5				
6	第 1 回推進委員会(29 日午前) ○令和 3 年度特別支援教育事業の取組状況 ○特別支援教育に関する研修について 他			
7			第 1 回部会(25 日午前) ○組織・年間計画 ○検討・協議	第 1 回部会(25 日午前) ○組織・年間計画 ○検討・協議
8		第 1 回部会 (予定) ○組織・年間計画 ○検討・協議		
9				
10			第 2 回部会(13 日午前) ○進捗状況報告	第 2 回部会(13 日午前) ○進捗状況報告
11				
12			第 3 回部会(21 日午前) ○進捗状況報告 ○令和 4 年度方向性	第 3 回部会(21 日午前) ○進捗状況報告 ○令和 4 年度方向性
1	第 2 回推進委員会(下旬頃) ○各部会報告 ○委員会決定 他			
2				
3				

令和4年度 第1回 葛飾区特別支援教育推進委員会議事録（要旨）

開催日時

令和4年6月29日（水）10：00～12：00

開催場所

葛飾区立総合教育センター大研修室1

協議・報告事項

- (1) 令和4年度葛飾区特別支援教育推進委員会について
- (2) 令和3年度葛飾区特別支援教育事業の取組状況
- (3) 特別支援学級の現状について
- (4) 特別支援教室の入室者数について
- (5) 特別支援教室に関する研修について
- (6) 令和4年度葛飾区特別支援教育推進委員会における各検討部会及び年間予定について

出席委員（16名）

菅谷委員長、河村副委員長、早川委員、高澤委員、小林委員、水野委員、米谷委員、村上委員、村山委員、山岸委員、中安委員、川上委員、羽田委員、牧田氏（高橋（広）委員の代理）、大友氏（横山委員の代理）、木村氏（谷合委員の代理）

欠席委員（6名）

玉木委員、浅井委員、高橋（龍）委員、大高委員、景山委員、橋本委員

配付資料

資料1	令和4年度葛飾区特別支援教育推進委員会名簿
資料2	葛飾区特別支援教育推進委員会設置要綱
資料3-1	令和3年度特別支援教育事業の取組状況
資料3-2	医療的ケアの実施手続き等について
資料3-3	副籍交流一覧表
資料4	特別支援学級の現状について
資料5	小・中学校特別支援教室入室者数
資料6	特別支援教育に関する研修
資料7	令和4年度葛飾区特別支援教育推進委員会検討部会等

1 開会

<委員長> 開会のあいさつ

2 委員紹介

<事務局> 委員の紹介

3 議題

- (1) 令和4年度葛飾区特別支援教育推進委員会について

<事務局>

- ・事務局から資料2の本委員会設置要綱について確認。
- ・昨年度の推進委員会でご了解いただいた委員の選出基準等の見直しについて説明。
- ・検討部会の部会長は、部会員の中から委員長が指名することを報告。 意見・質問なし

(2) 令和3年度葛飾区特別支援教育事業の取組状況について

<事務局>

- ・資料3の令和3年度葛飾区特別支援教育事業の取組状況について一括して説明。
- ・資料3-2、資料3-3について説明。

<委員長>

事務局から「(2) 令和3年度葛飾区特別支援教育事業の取組状況」について説明があった。ご質問や議題の中で詳しく聞いてみたい箇所があったら、挙手をお願いしたい。

意見・質問なし

<委員長>

ご意見をいただきやすくするため、事務局から、課題点などを示し、それに対し、ご意見などをいただくようにすると、発言がしやすいのではないかと。

<事務局>

医療的ケアについて、関係機関と連携しながら取り組んでいる。総合教育センター（以下「センター」という。）以外でも会議体を設けて、推進していく予定がある。センターとしても医療的ケアをさらに充実させる方法を検討中。

また、副籍交流について、コロナ禍で受け入れの体制が整わない学校がある中で、直接交流に取り組む良い例を参考としながら、子どもたちがもっと直接的に関わることができるような取り組みを行っていきべきだと考えている。

<委員長>

事務局から、医療的ケア等のことを少し補足させていただいたが、現場を預かっている皆さんにとって、医療的ケア等に関してご意見・ご質問などがあれば、挙手をお願いしたい。

<委員>

- ・肢体不自由校と他の学校の違いとして、一点目は肢体不自由校の子どもに比べ、他の学校の子どもはより活動的なため、そういった子どもに安全に医療的ケアを実施しなければならないということである。二点目は、肢体不自由校は常勤の看護師がいるが、他の学校は非常勤看護師のみということである。非常勤看護師は1人だけで医療的ケアを実施することに不安感が強く、学校だけで安全な医療的ケアの実施を進めるのはかなり厳しい。学校を支援する体制として、センターと他の関係機関との役割を明らかにし、学校が相談しやすい体制を作ることが求められる。
- ・一番大きな課題は非常勤看護師の確保である。学校ホームページ、ハローワークなどに求人を掲載しているが、コロナ禍もあり看護師不足が続いていた。現在収束しつつあるので、訪問看護を含めいろいろな方策を模索している。こういった状況もあるため、学校看護師が安心して働けるよう区としてバックアップをしてほしい。ただ、区教育委員会だけでは難しいと思うので、いろいろな関係機関を挙げて総合的な支援体制が必要だと思う。

<委員長>

事務局から医療的ケアの現状の動きについて説明をお願いする。

<事務局>

非常勤看護師の確保については、看護師自身の連携への不安や医療現場からのブランクから、抵抗感があり断られることがあった。これは、他の福祉現場でも生じている課題。今後、区でも体制を整備していきたい。

<委員長>

(委員に対し) 都立の特別支援学校での実践例や提案があればお願いしたい。

<委員>

区で一人常勤の看護師を雇い、各学校の看護師のバックアップ体制を作るのも一案かと思う。都は、都立学校教育部に常勤看護師が一名、肢体不自由校にも常勤看護師が一名おり、この方々が地域の特別支援学校のサポートに入っている。

<委員>

- ・二点質問がある。一点目は、特別支援学校で訪問看護を受ける子は多いと思うが、訪問看護の看護師（医療の職域にいる看護師）と学校内の保健師なり先生方との連携はどのような形で行っているのか。
- ・二点目は、区では幼稚園及び小学校で4名の医療的ケア児が在籍しているとのことだが、その方々は訪問看護を受けているのか。学校看護師が見つからないという話があったが、家庭で利用しているサービスと学校との連携に活路を見出すことはできないのか。

<委員>

一点目にお答えする。医療的ケア児が通学に使う専用通学車両内に、訪問看護の方に乗車していただき、バス内で医療的ケアが実施できるようにしている。ケアの実施方法などについて、指導医の指示書通りに実施すること、学校の医療的ケアの状況、バスの状況など確認をしながら、保護者にも入っていただき、連携している。学校と訪問看護の直接の連携としては、(訪問看護は基本的に保護者との契約なので)保護者を通す場合がある。主には常勤看護師が手技に間違いがないか確認をとっている。

<事務局>

二点目にお答えする。現在、学校に看護師を一日配置している。訪問看護は活用していない。人材不足のため、保護者のお力添えをいただく場合があり、看護師が見つかるまでの対応に苦慮している。今後どのような形が望ましいのか、保護者からの短期間のみの要望への対応など、個々の状況に応じた訪問看護の活用について、体制を整えていきたい。

<委員>

医療的ケアではないが、資料3-1「4 知能検査、アイリスシート(学齢期版支援シート)実績(2)アイリスシート交付数」についてお尋ねしたい。知能検査実施数や支援会議実施数に比べ交付数が少ない印象がある。アイリスシートの活用から数年経つが、現場の中でアイリスシートがどのように活用されているのか。

<事務局>

アイリスシートは、幼少期からの特性や関係機関等を示すものである。担任や学校がそのことを理解して受け入れるのが大前提。学校では、個別の支援計画及び指導計画を新規に作成する。作成にかかる学校の負担は重々承知しているが、担任が子どもの弱み、強みを把握しながら授業を行うために、これらを活用することが重要だと考えており、取組は進めていきたい。

<委員>

アイリスシートがその後の支援計画等につながるということであれば、子どもにとって大きなメリットだと思う。交付数が少ないことについてはどのように分析しているか。

<事務局>

交付数が増えていくことが望ましいが、大切なことは、学校が子どもの現在の状況を確認したうえで、それを個別の支援計画、指導計画にいかにつなげていくかであり、今後も区教育委員会として指導していかなければならないと考えている。

<委員>

知能検査等の機会に、保護者にアイリスシートの紹介をしてもらえば交付数が増えるのではないかな。

<委員長>

制度の周知が足りないために交付数が少ないということにならないよう、しっかりと声をかけていきたい。

(3) 特別支援学級の現状について

<事務局>

資料4の「特別支援学級の現状について」資料のとおり説明。

(4) 特別支援教室の入室者数について

<事務局>

資料5の「特別支援教室の入室者数について」説明。

<委員長>

事務局の説明に対し、「議題3 特別支援学級の現状について(資料4)」「議題4 特別支援教室の入室者数について(資料5)」から、ご質問があれば挙手をお願いしたい。

資料4については、特別支援学級および自閉症・情緒障害特別支援学級どちらも増設となった。需給バランスがうまくいっていない面もある。人材の確保については、どのようなテーマでも課題になっている状況である。

<委員>

自閉症・情緒障害特別支援学級について質問したい。自閉症の子どもに対して、通常の授業で理解が進まない場合、理解しやすく不快を感じないスタイルで授業を行っているはず。彼らの障

害の中核であるコミュニケーションに関するプログラムは、どのような形で取り込んでいるか。

<事務局>

自立活動と呼ばれる指導については、知的特別支援学級の中でも教育課程に位置付けて行っており、自閉症・情緒障害特別支援学級も同様に行っている。

<委員>

保護者から、自閉症・情緒障害特別支援学級への転学について相談されたことがある。自閉症・情緒障害特別支援学級は、個々の子どもへ授業を行うスタイルであり、コミュニケーション指導まで行き届かないかもしれないと言われたと聞いていた。実際にどのように行っているかを聞いたかった。

<委員長>

ほかに質問などがあればお願いしたい。

<委員>

資料の自閉症・情緒障害特別支援学級の入級要件に、知的障害を伴わず、診断を受けていることとあるが、子どもの様子を見ていると、行動観察から本人の困り感が大切ではないか。また、保護者の要求・要望も大切だと考える。そういうことを第一優先に考えてもらえると、子どもの居場所が確保できるのではないか。子どもの力を発揮できる場所を見つけることができるのではないか。一概に診断を受けているかどうかで判断してしまうと、子どもや保護者の意見との齟齬が生まれる。入級要件で何を優先させるかをお示しただけだとありがたい。

<事務局>

診断書を求める理由は、まず進路決定に関する問題がある。知的障害のある児童・生徒は、特別支援学級や特別支援学校に進学することができる。しかし、自閉症・情緒障害学級に入る児童・生徒は、知的な遅れを伴わないことが要件であるため、通常学級の児童・生徒と同じ入学試験を受けることになる。授業だけでなく、その後の進路に向けて、計画的に指導を行っていかねばならない。どのような診断を受けていて、どのような状況であるか、医師が関わって児童・生徒の障害特性を把握することが必要。授業内容も、その子に合わせて変わってくるので、診断内容を教員も含めて知っていく必要がある。

<委員>

その子にとって良い形になれば問題ないが、診断を受けたくない、障害として認定されたくないという保護者もいるので、今後課題になってくるのではないか。

<事務局>

それは、障害理解に関わることである。保護者によっては長い時間をかけて、子どもの障害の状況を理解し受け入れていく。学校の見方と一致しない場合もある。その中で、学校がどのように支援するのが大切。このことと、診断書を取らずに入級するというのは別問題であり、支援体制は整えていきたい。

<委員>

診断書が必要であることは理解できた。その上で、(診断名を)伝える場面や伝える人など、環境に配慮する必要がある。一概に学校で教員が伝えるのは難しい。教育委員会やスクールカウンセラー、医療関係の方々と連携を取りながら伝えていくことを考えていきたい。

<委員長>

学校の現場からの声だと感じている。5人いれば5人がそれぞれ同じではない。一人ひとり違うという認識を持って進めていきたい。

次に、資料5の特別支援教室について、ご意見があればお願いしたい。

<副委員長>

特別支援教室を利用する保護者から、満足度などのアンケートを取る機会があるのか。アンケートを取っているのであれば、どのような声が上がっているのか。分かる範囲で教えてほしい。

<事務局>

特別支援教室の運営は学校の中で行っている。そのため、意見は学校の中で把握している。教育委員会でアンケートは行っていないが、利用して良かったという意見や、何年か続けていかないと効果が上がらないという意見があることは認識している。

<副委員長>

教室を利用した結果、どういう意見があったのか、各学校で把握するのはもちろんだが、教育委員会でもモニタリングを行って、次年度に生かしていくというPDCAサイクルを行っていくことが必要ではないか。

<委員長>

学校現場に任せるだけではないという助言をしっかり受け止めて、区教育委員会でもしっかり実態を把握し、次年度に生かしていきたい。

<委員>

今年度より、デジタル版 MIM の活用がスタートするということだが、対象の児童・生徒の基準を知りたい。また、特別支援教室を利用する児童・生徒は、ADHD と ASD を合わせ持っている子が多い印象がある。読み書き障害（ディスレクシア）の子は、行動がおとなしく、基準から外れて優先順位が下がってしまい、通常学級に埋もれている印象がある。デジタル版 MIM は、今後、特別支援教室で効果が上がったなら、通常学級にも導入していくことができれば、最も適したニーズの子に届くのではないか。

<事務局>

デジタル版 MIM は、現在、特別支援教室に通級している児童・生徒を対象としているが、葛飾区では、デジタル版以前のは通常学級で実施していたため、通常学級の教員は MIM のことを理解している。今後は、小学校全校でデジタル版 MIM を活用する方向で進めていきたいと考えている。

<委員長>

活用を広げるといふ事務局からの話があったが、よろしいか。

<委員>

明るい未来であり、嬉しい。

<委員長>

デジタル版 MIM は、1人1台のタブレット端末が全国的に進んだことにより、スモールスタートの形で開始した。まずは全校にある特別支援教室で実施し、その後通常学級に広げていくという運用設計ができれば、次のステップに進めると思っている。

<委員>

校内の支援委員会で特別支援教室への入室を勧めて入室者数が増える場合もある。子どもの居場所をどのように作っていくか、支援委員会で検討しているが、巡回指導教員の人数の枠もあると思う。どのくらいが基準になるのか教えてほしい。今後、教員と入室する生徒の枠を考えるのに参考にしたい。

<事務局>

文科省が以前、通常学級で、発達障害の可能性のある子どもの割合を 6.5%程度と発表している。中学校の場合、進学に向け授業を抜ける時間があるのであれば通室を辞めたいという申し出があり、小学校程の入室者数になっていない傾向があった。しかし近年は、少しずつ中学校でも特別支援教室の利用者が増えている。先ほど副委員長からもご指摘があったとおり、半年ごとに経過を評価することが大切。入室者だけでなく、退室者も増やしていかないといけない。評価を行い、特別支援教室を退室できるまで、教員の質や指導の質を上げていく必要がある。指導効果を高めていくことが課題。教員の人数は、都が特別支援教室の入室数から決定するため、区の判断で増やしていくことはできない。現在勤務している教員の中で、どのように質を高めていくかが課題。

<委員長>

特別支援教室の在籍数 12名で巡回指導教員 1名という基準が決まっている。教員が増えないから入室を控えるという関係ではないことをご承知おきいただきたい。また、12名で1名が適切かどうかということに関しては別問題であることをご理解いただきたい。

(5) 特別支援教育に関する研修について

<事務局>

資料 6 「特別支援教育に関する研修について」を説明。

<委員長>

事務局の説明に対し、質問があればお願いしたい。

<委員>

現在、特別支援学級の教員で特別支援学校教諭免許の保有率はどれくらいか。

<事務局>

詳細な数は、今、手元の資料にないが、おおよそ 2割の保有率となっている。

<委員>

・全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会にて特別支援学校教諭免許の所有率を調べてお

り、所有者は増えていると聞いているが、2割はかなり低いと思う。

- ・研修を実施したから専門性が身に付くではなく、まずはきちんと免許を取得し、それぞれの教員が特別支援教育を学ばなければ、年1回ほどの研修を重ねても専門性の取得は難しいと思う。
- ・区としても免許の保有率をどう上げていくかを考えていけないと思う。
- ・文部科学省ではコアカリキュラムを考えており、国としても新たな展開に向かう段階であるため、専門性は研修と併せて考えていかないといけない。

<事務局>

今のような課題は区教育委員会でも認識しているところである。例えば放送大学等で講座を受講して免許状を取得するという動きを、教員に周知することが重要だと考えている。こういった情報を、事務局だけでなく、指導室を含めて周知していきたいと考えている。

<委員長>

- ・区でも（免許所有率の）課題をしっかりと認識をして進めさせていただく。

<委員>

- ・研修の内容に加えてほしいことをお伝えする。発達障害のある子どもは視覚的に様々な特性があるが、本校のコーディネーターが、保護者に視覚的に特性のある子どもがどのように見えているか（以下「見え方」という。）をアドバイスすることにより状況が改善することが多い。この技術や指導方法等を小中学校の先生方が理解し、保護者にアドバイスをすることで、子どもたちの状況の改善、教員のスキルアップ、保護者の信頼の向上が想定されるため、是非、この「見え方」の研修内容を少し膨らませていただきたい。
- ・本校としては、この「見え方」に関する研修会へのご相談に対していつでも支援させていただきたい。

<事務局>

- ・今年度、発達障害の当事者の方からお話を伺い、教員の指導に生かしていくという研修を巡回指導教員研修に入れさせていただいている。
- ・来年度に向けて、研修内容についてセンターで検討させていただき、よりよいものにしていきたいと思っている。その際は是非ご協力をお願いしたい。

(6) 令和4年度葛飾区特別支援教育推進委員会における各検討部会及び年間予定について

<事務局>

- ・資料7の「令和4年度葛飾区特別支援教育推進委員会における各検討部会及び年間予定について」資料のとおり説明。

<委員長>

- ・資料7を確認していただいたが、検討部会のメンバー構成が変わることがある。
- ・事務局の説明に対し、質問があればお願いしたい。 意見・質問なし

4 その他

<委員長>

副委員長から全体を通して、ご意見をいただきたい。

<副委員長>

- ・要望を含めた感想をお伝えさせていただきたい。
- ・（要綱上）委員会の目的は「特別支援教育に係る取組事項の検証及び推進に向けた検討を行うため」と示されているが、資料や説明では実施内容のみで、その結果どうだったか、また、結果を踏まえて今年こういう計画を進めたいという課題と取組の説明が明確でない印象を受けた。課題をPDCAで次の課題につなげていくサイクルを積み重ねていくことが改善・充実につながっていくものだと認識している。次回の検討部会や推進委員会では、検討内容や、何を次の改善につなげたかといった経緯を含めて報告いただけるとありがたい。
- ・当事者目線に立った課題の検討が弱いように感じた。利用者、本人、関係者の意見を踏まえた改善ということを常に認識して取り組んでほしいと思う。
- ・特別支援学校教員免許の保有率は微減傾向である一方、特別支援学級の数は増えており、当該免許を持っていない教員を充てざるをえないというのが実態である。免許がなくても特別支援教育に関する興味・関心のある層が広がっていくことはよいことであるものの、専門性の担保という意味では非常に心許ない状況にある。専門性を担保していく一つの指標として、特別支

援免許の保有率を少しでも高めていくということが必要だと思う。

- ・10年以内に、全員に特別支援教育に係る経験をさせるという話や、教員免許更新講習が廃止になり、代替措置として研修の記録を作成してくという話も出ているため、そういったことも踏まえた研修を考えなければならないと思う。

5 閉会